国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
モーリタニア	ｳｷﾞｱ	5,550	3,850	2,100	2,100	550	850	850
モザンビーク	ﾒﾃｨｶﾙ	10,000	6,880	3,750	3,750	1,000	1,560	1,560
モロッコ	ﾃﾞｨﾗﾑ	1,455	1,000	545	545	145	225	225
リビア	ﾘﾋﾞｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	208	143	78	78	21	32	32
ルワンダ	ﾙﾜﾝﾀﾞ･ﾌﾗﾝ	145,500	100,000	54,500	54,500	14,500	22,700	22,700

（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表を次のように改める。